



2023 オールスターナイト陸上

秩父宮賜杯第63回実業団・学生対抗陸上競技大会要項

(2023All Star Night Games)

1. 主 催 一般社団法人日本実業団陸上競技連合、公益社団法人日本学生陸上競技連合
2. 後 援 厚生労働省、スポーツ庁、日本陸上競技連盟、神奈川県、神奈川県教育委員会、平塚市、平塚市教育委員会、毎日新聞、湘南ケーブルネットワーク
3. 運営協力 東日本実業団陸上競技連盟、関東学生陸上競技連盟、一般財団法人神奈川陸上競技協会
4. 協 賛 (調整中)
5. 期 日 2023年7月1日(土)
開会式 15時00分 競技開始 15時15分 閉会式 20時20分 (予定)
6. 会 場 平塚競技場 (レモンガススタジアム平塚)
〒254-0074 神奈川県平塚市大原1-1 TEL 0463-33-4455
7. 競技種目 下記種目すべてWRk 対象種目とする【カテゴリーE】
※ただし、男女混合4×400mRは対象外
◇男子9種目
100m、400m、800m、110mH、400mH、走幅跳、棒高跳、円盤投、やり投
◇女子10種目
100m、400m、800m、100mH、400mH、走高跳、三段跳、砲丸投、円盤投(※)、ハンマー投
◇ユニバーサル
男女混合4×400mR
※. 女子円盤投は実業団・学生対抗種目外とする
8. 参加基準 実業団・学生対抗(女子円盤投以外) : 1チーム1種目3名
国内ランキング上位競技者・外国人競技者 : 1種目2名(女子円盤投:6~8名)
※男女混合リレーのエントリーは各チーム8名(男女各4名ずつ)連記とし、実業団・学生対抗の2チームのみとする
【実業団・学生対抗】
実業団、日本学連がそれぞれ選出する
【国内ランキング上位競技者・外国人競技者】
2023年1月1日~2023年6月4日までの資格記録により主催者が選出する
※日本選手権終了時点の「陸上競技ランキング」を元に選出
陸上競技ランキング : <https://rikumaga.com/login>
9. 選手団編成 【実業団・学生対抗のみ】
両チームとも監督1名、コーチ2名、マネージャー1名、男子競技者31名以内、女子競技者31名以内の合計66名以内で編成する。
10. アスリートビブス 学生 男子1~31 女子1~31
実業団 男子101~131 女子101~131
その他 男子201~ 女子201~
11. 競技について 1) 競技は2023年WA競技規則、国内広告規定及び大会申し合わせ事項により実施する。
「ユニフォーム広告規定」<https://www.jaaf.or.jp/news/article/14995/>
2) 競技に使用する用具は主催者側が用意したものを使用しなければならない。

但し、棒高跳用ポール及び投てき物は個人所有のものが使用できるが、投てき物は検査を受け、許可されたものとする。

- 3) 出場競技者は、所属チームの公式ユニフォーム着用のこと。
- 4) 国内ランキング上位競技者・外国人競技者については、トラック種目は空レーンに、フィールド種目の試技順は正規の競技者の前に入れる。レーン配置、試技順については両連合で協議のうえ、決定する。

12. 得点・表彰

【得点：実業団・学生対抗のみ】

※国内ランキング上位競技者・外国人競技者を除く順位

- ・個人種目の得点は1位6点、2位5点、3位4点、4位3点、5位2点、6位1点とする。ユニバーサル男女混合4×400mリレーは1位8点（男女各4点ずつ）、2位4点（男女各2点ずつ）とする。

【表彰：実業団・学生対抗のみ】

- ・表彰は総合並びに男女各優勝チームと個人において優秀な成績を収めた競技者に下記の賞を授与する。

《団体》

総合優勝チーム：秩父宮賜杯、内閣総理大臣杯

男子優勝チーム：文部科学大臣杯

女子優勝チーム：厚生労働大臣杯

《個人》

最優秀選手賞（男子）：学生連合会長杯

最優秀選手賞（女子）：実業団連合会長杯

敢闘賞（男女）：平塚市市長杯

MIP賞（男女）：河野一郎杯

13. 宿泊・旅費

【実業団・学生対抗】

- 1) 宿泊は原則として7月1日（土）の1泊の希望者を本部負担とする。ただし、必要に応じて6月30日（金）の宿泊も負担することがある。希望者は理由を添えて申し出ること。

- 2) 旅費は、以下のとおりとする。

100km未満…普通運賃

500km未満…特別急行料金（新幹線含む）と普通運賃

500km以上…特別急行料金（新幹線含む）と普通運賃及び航空運賃

ただし、学生は、学割料金とする。

- 3) 当日競技会に出場しなかった者は、旅費・宿泊等は自己負担とする。

【国内ランキング上位者・外国人選手】※実学対抗外選手

旅費・宿泊費に関しては、原則個人負担とする（参加料は無料）。

14. ドーピングコントロール

- (1) 本競技会は、ワールドアスレティックス(WA) アンチ・ドーピング規則および規程、もしくは日本アンチ・ドーピング規程に基づく競技会（時）ドーピング検査対象大会である。競技会（時）検査は大会前日23時59分から検査が終了するまでの期間であり、尿又は血液（或いは両方）の採取が行われる。検査該当者は検査員の指示に従って検査を受けること。
- (2) 競技会（時）検査の対象となった場合、顔写真付きの身分証明書が必要となる。顔写真のついた学生証、社員証、運転免許証、または顔写真が鮮明なパスポートコピーなどを持参すること。
- (3) 本競技会参加者（18歳未満の競技者を含む。以下同じ）は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程に従いドーピング検査の対象となることに同意したものとみなす。18歳未満の競技者については、本競技会へのエントリーにより、親権者の同意を得たものとみなす。
- (4) 上記(3)にかかわらず本競技会に参加する18歳未満の競技者は、親権者が署名した同意書を大会に持参すること。親権者の同意書フォームは、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）のウェブサイト

(<https://www.playtruejapan.org/jada/u18.html>)からダウンロードできる。18歳未満の競技者はドーピング検査の対象となった際に、親権者の署名した当該同意書を担当検査員に提出すること。なお、親権者の同意書の提出は18歳未満時に1回のみで、当該同意書の提出後に再びドーピング検査の対象となった場合は、すでに提出済みであることをドーピング検査時に申し出ること。ドーピング検査会場において親権者の同意書の提出ができない場合、検査後7日以内にJADA事務局へ郵送にて提出すること。ドーピング検査実施時に親権者の同意書の提出がなかった場合でも、ドーピング検査手続に一切影響がないものとする。

- (5) 本競技会参加者は、JADAクリーンスポーツ・アスリートサイト(<https://www.realchampion.jp>)を利用して、アンチ・ドーピングについて事前に学習しなければならない。
- (6) 本競技会参加者は、本競技会において行われるドーピング検査(尿・血液等検体の種類を問わず)を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続を完了することができなかつた場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性がある。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること。
- (7) 競技会(時)・競技会外検査問わず、血液検査の対象となった競技者は、採血のため、競技/運動終了後2時間の安静が必要となることがあることに留意すること。
- (8) TUE申請について
禁止表国際基準で定められる禁止物質・禁止方法を病気の治療目的で使わざるを得ない競技者は“治療使用特例(TUE)”の申請を行わなければならない。詳細については、日本陸上競技連盟医事委員会のウェブサイト(<https://www.jaaf.or.jp/about/resist/medical/>)、又はJADAのウェブサイト(<https://www.realchampion.jp/resources/000162.html>)を確認すること。禁止物質・禁止方法についてTUEが付与されている場合には、その証明書(コピーで可)をドーピング検査の際に担当検査員へ提出すること。
- (9) WAアンチ・ドーピング規則および規程、日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容およびドーピング検査については、WAまたはJADAのウェブサイトにて事前に確認すること。

15. 個人情報の取り扱いについて

- 1) 大会の映像・写真・記事・個人記録などは、主催者及び主催者が承認した第三者が、大会運営及び宣伝等の目的で、大会プログラム・ポスター等の宣伝材料、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・インターネット等の媒体に掲載することがある。大会の映像は、主催者の許可なく、第三者がこれを使用すること(インターネット上において画像や動画を配信することを含む)を禁止する。
- 2) 主催者は、個人情報の保護に関する法律および関連法令等を遵守し個人情報を取り扱う。尚、取得した個人情報は、大会の資格審査、プログラム編成および作成、記録発表、公式ホームページその他競技運営及び陸上競技に必要な連絡等に利用する。

16. その他

- 1) 競技中に発生した傷害、疾病についての応急処置は主催者側において行うが、それ以後の責任は負わない。原則として学生、実業団とともに保険に加入しているので、この保険が適用される場合がある。
- 2) 新型コロナウイルス感染症拡大予防の措置が必要な場合は、ガイドラインに沿って必要な対策を講じる。